

性能向上計画認定を受けた建築物の 工事完了報告が必要となります。

さいたま市では、さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条第1項第1号に基づき、性能向上計画認定を受けた建築物に係る工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第7号）の提出が必要となります。認定を受けた建築物については、工事完了後、速やかに以下の(1)(2)により工事完了報告書を提出してください。

- (1) 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築確認が不要の場合は、工事の内容が分かる写真）を添付すること。
- (2) 建築士（建築確認が不要の場合は、工事施工者）により、省エネ性能について認定の仕様を満たす工事がされていることを確認した旨を工事完了報告書に記載すること。ただし、建設住宅性能評価書を受けている場合は、その写しを添付することをもって代えることができる。

なお、提出は下記窓口までお願いいたします。

提出先
さいたま市 建設局 建築部 建築総務課 企画係
TEL 048-829-1539
FAX 048-829-1982
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号